

成30年度から国保の財政運営が市町村から沖縄県に移管されま
す。制度の移行に伴い、将来的
な保険税統一の観点から適切な
保険税の設定について、検討を
進めてまいります。

窓口業務や保険税の徴収等、今
後の業務については変わらな
いため、きめ細やかな対応を心掛
け、なお且つ財源の確保につ
いて努力してまいります。

医療費につきましては、健康づ
くり係と連携を密にし、地域の
実情に即した疾病予防の取り組
みや、早期発見、早期治療等、
医療を適切に受けるよう協力を
もとめながら、医療費の抑制に
努めてまいります。

(3) 地域福祉の推進について

地域福祉については、「恩納
村第3期障がい者計画及び第5
期福祉計画」に沿って、事業を
展開していきます。

平成30年度は就労定着支援等
の新たな障害福祉サービスの充
実が図られ、より個々のニーズ
に適したサービスの提供を行う
ことが可能になります。適切な
障害福祉サービスの選択、提供
に努め、より良い支援体制を構
築していきます。

子どもの貧困問題については、
引き続き関係機関と連携を図り
ながら実態の把握に努め、対象
者には放課後児童クラブ利用料
の軽減も行ってまいります。
消費者生活に関する問題につ
いては、北部12市町村共同で専
門の相談員を配置し、相談窓口
の周知及びチラシ等配布により
消費者被害の防止・解決へとつ
なげるよう努めてまいります。

(4) 母子保健・子育て支援について

こども医療費助成について、
現在の対象は中学卒業までとなっ

ていますが、さらに高校卒業
(18歳)まで拡充し、保護者の
負担軽減に繋げてまいります。

また、共働き世帯が増え放課
後児童クラブ(学童クラブ)の
利用ニーズも高まっていること
から、関係機関と連携して小学
校等の公的施設内への移行を検
討し、環境整備に取り組んでま
いります。

村立保育所の民営化について
は、過去に検討会議が持たれま
したが、その間、平成28年度・
平成29年度と2か所の認可保育
園が設置されました。村内の保
育環境も変化していることから、
今後、民営化についての検討会
議を再開し、保育環境の整備に
努めてまいります。

(5) 高齢者福祉の推進について

平成30年から始まります第7
期介護保険事業を展開してまい

ります。その中で、地域支援事
業のうちの包括的支援事業を段
階的に充実させてまいります。

医療と介護の両方を必要とす
る状態の高齢者が、住み慣れた
地域で、自分らしい暮らしを、
人生の最期まで続けることがで
きるよう、地域の医療・介護の
連携を進め、認知症に関する施
策も拡充してまいります。生活
支援体制整備事業にも着手しま
す。生活支援コーディネーター
を配置し、各字の特色を生かし
た、地域での高齢者への支援活
動、手段の開発を順次行ってい
きます。在宅での介護を支援す
るための住宅改修等の高齢者福
祉事業も引き続き充実させてま
いります。

